

# 第67回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2024年6月25日(火曜日)  
午前10時  
(受付開始予定時刻：午前9時)

## 開催場所

東京都千代田区神田美土代町7  
住友不動産神田ビル  
ベルサール神田2階ホール

## 議決権行使期限

2024年6月24日(月曜日)  
午後5時30分まで

## 目次

第67回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	5
第2号議案 監査役3名選任の件	6
事業報告	10
計算書類	28
監査報告書	32

ヨネックス株式会社

証券コード 7906

2024年6月6日  
(電子提供措置の開始日 2024年5月31日)

株 主 各 位

東京都文京区湯島三丁目23番13号

**ヨネックス株式会社**

代表取締役社長 アリサ ヨネヤマ

## 第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の各ウェブサイトにて「第67回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

■当社ウェブサイト

<https://www.yonex.co.jp/company/ir/>



■株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/7906/teiji/>



また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

■東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ヨネックス」又は「コード」に当社証券コード「7906」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、本招集ご通知書面につきましては、法令及び定款の定めに基づく書面交付請求の有無にかかわらず、すべての株主様に対して送付することとしております。

また、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、2024年6月24日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

<b>1日</b>	<b>時</b>	2024年6月25日(火曜日) 午前10時(受付開始予定時刻:午前9時)
<b>2場</b>	<b>所</b>	東京都千代田区神田美土代町7 住友不動産神田ビル ベルサール神田2階ホール
<b>3目的事項</b>		<b>報告事項</b> 1. 第67期(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類 監査結果報告の件 2. 第67期(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 計算書類報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 監査役3名選任の件
<b>4招集にあたっての 決定事項</b>		(1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び定款の定めに基づき、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。 ・ 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」 ・ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」 ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」 (2) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。 (3) ご返送いただいた議決権行使書用紙において、各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以上

- ・ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ・ 手話通訳が必要な株主様へ ご希望の方は、当日、会場受付にて係員へお知らせください。
- ・ 当日は軽装(クールビズ)にて対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。
- ・ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記のインターネット上の各ウェブサイトにて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ・ その他、株主様への案内事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトにて掲載させていただきます。当社ウェブサイトより、適宜最新の情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

**当社ウェブサイト (<https://www.yonex.co.jp>)**



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年6月25日(火曜日)  
午前10時(受付開始:午前9時)



### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年6月24日(月曜日)  
午後5時30分到着分まで



### インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月24日(月曜日)  
午後5時30分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書  
ヨネックス株式会社 御中  
株主総会日 \_\_\_\_\_ 議決権の数 \_\_\_\_\_ XX 股  
\_\_\_\_\_ XX 股  
××××年××月××日


基本日現在のご所有株式数 \_\_\_\_\_ XX 株  
議決権の数 \_\_\_\_\_ XX 股

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

ログイン用QRコード  
ログインID  
XXXX-XXXX-XXXX-XXXX  
メールアドレス  
XXXXX

ヨネックス株式会社

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

● 議決権行使のお取扱い

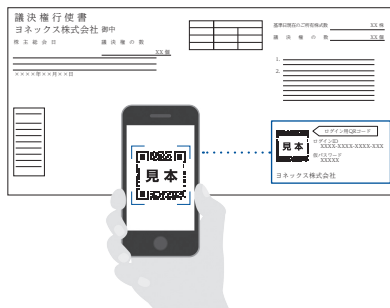
1. 書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
2. インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な会社の経営政策として位置づけており、安定的かつ適正な配当水準を維持することを基本方針としております。第67期の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の経営環境を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

#### ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき7円、特別配当として1株につき2円を加えた合計9円とさせていただきますと存じます。

なお、この場合の配当総額は782,225,478円となります。

#### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月26日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。  
つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。  
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。  
監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	おさだ しんいち 長田 真一		新任
2	まるやま はるひこ 丸山 晴彦	監査役	再任 社外 独立
3	おおた りつこ 太田 律子	監査役	再任 社外 独立

再任 再任監査役候補者 新任 新任監査役候補者 社外 社外監査役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当社の株式数
1	※ おさ だ しん いち 長 田 真 一 (1964年6月22日生)	2004年 5 月 当社入社 2007年 6 月 当社新潟工場総務部長 2016年 4 月 当社東京工場総務部長 兼 新潟工場総務部長 2019年 4 月 当社社長室長 2022年 4 月 当社社長室特任担当部長 (現任)	9,997株
(監査役候補者とした理由等) 長田 真一氏は、当社工場の総務部長、本社社長室長を務めた経験から、当社の事業、組織、業務に精通しており、社内の情報を適切に収集した上で、社外役員や内部監査室との連携により監査の実効性を高めることが期待できるため、監査役として職務を適切に遂行いただけるものと判断し、新たに監査役候補者としました。			
2	まる やま はる ひこ 丸 山 晴 彦 (1958年4月4日生)	1988年 8 月 税理士登録 2012年 6 月 当社社外監査役 (現任)	一株
(社外監査役候補者とした理由等) 丸山 晴彦氏は、会社経営に関与したことはありませんが、税理士として会計・税務等の専門的な知識を有しており、その分野の造詣の深さから、社外監査役として職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き社外監査役候補者としました。			
3	おお た りつ こ 太 田 律 子 (1957年11月19日生)	1981年 4 月 東京国税局入局 2017年 7 月 同 調査第三部長 2018年 7 月 退官 2018年 8 月 税理士登録 2019年 6 月 当社社外監査役 (現任)  [重要な兼職状況] (株) ヤマトネ 社外取締役 (監査等委員)	一株
(社外監査役候補者とした理由等) 太田 律子氏は、会社経営に関与したことはありませんが、長年に亘る税務行政を通じて会社経営に関する十分な見識を有しており、社外監査役として職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き社外監査役候補者としました。			



- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 丸山晴彦氏及び太田律子氏は社外監査役候補者であります。
4. 丸山晴彦氏の当社社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって12年となります。  
太田律子氏の当社社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年となります。
5. 当社は、監査役丸山晴彦氏及び太田律子氏の両氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、本議案において両氏の再任をご承認いただいた場合、これを継続する予定です。
6. 当社は、丸山晴彦氏及び太田律子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。本議案において両氏の再任をご承認いただいた場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。  
また、新たに長田真一氏の選任をご承認いただいた場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度といたします。
7. 役員等賠償責任保険契約の概要  
当社は、取締役及び監査役を被保険者として以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2024年7月に更新する予定です。本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、再任の候補者は引き続き、新任の候補者は新たに、当該保険の被保険者となります。
- (1) 填補の対象となる保険事故の概要  
被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものです。
- (2) 保険料  
保険料は全額当社負担としております。
- (3) 職務の適正性が損なわれないための措置  
保険契約に免責事由の定めを設けており、被保険者の故意又は重過失に起因する損害賠償請求の場合等には補填の対象としないこととしております。

以上

## 【ご参考】 当社の「社外役員の独立性判断基準」について

当社は、ガバナンスの客観性および透明性を確保するために、社外役員の独立性に関する基準を以下のとおり定めております。

当社は、社外役員または社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

1. 当社グループの業務執行者（注1）、または過去10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
2. 当社の現在の主要株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）、またはその業務執行者
3. 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している法人その他の団体の業務執行者
4. 当社グループの主要な取引先（直近事業年度の連結売上高の2%以上）の業務執行者
5. 当社グループを主要な取引先とする法人その他団体（当該団体の直近事業年度の連結売上高の2%以上）の業務執行者
6. 当社グループの主要な借入先（注2）の業務執行者
7. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者であって、当社グループの監査業務を実際に担当（ただし、補助的関与は除く。）していた者
8. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注3）を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者（当該財産を得ている者がコンサルティングファーム、法律事務所、会計事務所等の法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属する者）
9. 当社グループから多額の寄付（注4）を受けている者（当該多額の寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者）
10. 当社グループの業務執行者を役員に選任している法人その他団体の業務執行者
11. 上記2から10のいずれかに過去3年間に於いて該当していた者
12. 上記1から11までのいずれかに該当する者が重要な者（注5）である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族

（注1）「業務執行者」とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者および使用人をいう。なお、社外監査役の独立性を判断する場合は、非業務執行取締役を含む。

（注2）「主要な借入先」とは、直近事業年度において、当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者をいう。

（注3）「多額の金銭その他の財産」とは、個人の場合は年間1,000万円以上、法人その他団体の場合は、当該団体の連結売上高または総収入の2%を超えることをいう。

（注4）「多額の寄付」とは、年間1,000万円または当該団体の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超えることをいう。

（注5）「重要な者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にあたる使用人をいう。

# 事業報告

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

## 1. 経営成績等の概況

### (1) 当期の経営成績の概況

当連結会計年度は、各種大会の開催が戻りスポーツ活動が活発化していることに加え、当社の草の根販促活動も奏功しスポーツ需要が堅調に推移しました。また、当社契約選手の活躍や新製品の販売好調等、当社製品への注目も高まり、連結売上高は過去最高値を計上しました。海外子会社では前期に比べ為替が円安に推移したことで業績の円換算による上押し効果もあり、スポーツ用品事業の各地域セグメントで増収となりました。

利益については、増収に加え、主に日本セグメントにおける売上総利益率の改善により売上総利益が増加しました。販管費は、体制強化等による人件費の増加や、システム関連費用、さらなる競技のすそ野拡大に向けたグローバルでの広告宣伝費の増加に加え、円安による外貨建て費用の上昇もあり増加しました。しかし、売上総利益の増加が販管費の増加を上回り増益となりました。

以上のことから連結売上高は116,442百万円（前期比8.8%増）、営業利益は11,611百万円（前期比15.4%増）となりました。為替差益の発生等により経常利益は12,195百万円（前期比22.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は8,859百万円（前期比20.8%増）となりました。なお、当社現地法人（中国、台湾、北米、ドイツ、イギリス子会社及びインド、タイの製造子会社）は2023年1月から12月の業績を連結対象としており、2023年12月31日現在の計算書類を使用しています。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### ①スポーツ用品事業

##### イ. [日本]

国内では、バドミントン用品は引き続き需要が堅調なことに加え、第4四半期は3月に発売した新製品ラケットの好評もあり、増収となりました。テニス用品は、下期は回復が見られたものの、ここ数年の販売増加が一段落し、通期では微減収となりました。国内全体ではバドミントン用品の増収が寄与し増収となりました。

海外代理店向けは、大幅な伸びとなった前期と比べて伸び率は落ち着いているものの、引き続きバドミントン市場が活発なアジア地域を中心に増収となりました。

利益面については、引き続き円安の進行による仕入価格の上昇等の影響があるものの、セールスマックスや販売価格見直し等により為替の影響を大きく受けた前期に比べ売上総利益率が改善したことに加え、増収により売上総利益は増加しました。販管費は、グローバルでの広告宣伝費や、人件費、システム関連の費用の増加に加え、円安に伴う外貨建て費用の上昇も影響し増加しましたが、売上総利益の増加が販管費の増加を上回り増益となりました。

この結果、売上高は51,039百万円（前期比6.9%増）、営業利益は1,641百万円（前期比11.0%増）となりました。

#### ロ. [アジア]

中国販売子会社では、第1四半期前半は前年第4四半期からの感染症拡大の影響が残ったものの、その後早期にスポーツ活動が回復しました。特に第4四半期はネットセールでの販売好調も加わり、前年同期比で売上高が大幅に伸長しました。

台湾子会社では、国際大会での地元選手の活躍を活かしたマーケティングや当社主催大会の開催等、さらなる市場活性化に向けた活動にも注力し、バドミントン用品の販売が増加しました。

利益については、中国販売子会社において競技層の拡大に伴い幅広い価格帯の製品の販売が増加し売上総利益率が前期を下回る水準で推移したものの、第4四半期は大幅増収により売上総利益が増加しました。販管費は主に体制強化に伴う人件費が増加したものの、中国販売子会社の第4四半期の売上総利益の増加や、円安による換算の上押し効果もあり増益となりました。

この結果、売上高は54,849百万円（前期比10.4%増）、営業利益は8,883百万円（前期比0.7%増）となりました。

#### ハ. [北米]

北米販売子会社では、バドミントンにおいて下期は競技の再開により大幅増収となった前年同期と比べて減収となったものの、上期の増収幅が大きく通期では増収となりました。カナダでは国際大会の開催も市場を活性化し需要が堅調に推移しました。テニスについては、引き続き競技は活発に行われているものの、前年下期からの市場全体の在庫増加の影響と前期までの大幅な販売増加の反動もあり、減収となりました。全体ではバドミントン用品の販売増に伴う牽引と円安による換算の上押しにより増収となりました。

利益については、増収により売上総利益は増加しましたが、マーケティング強化による広告宣伝費や、体制強化に伴う人件費等の販管費の増加が上回り減益となりました。

この結果、売上高は5,512百万円（前期比4.9%増）、営業利益は251百万円（前期比40.7%減）となりました。

#### 二. [ヨーロッパ]

ドイツ、イギリス販売子会社において、バドミントン、テニスともに需要が堅調となったことに加え、円安による換算の上押しもあり増収となりました。特にドイツ販売子会社においては、テニス用品が市場からの当社製品への評価も高く大幅増収となりました。

利益については、増収に加え、セールスマックスの改善や販売価格の見直し等により売上総

利益率が大幅に改善し売上総利益が増加しました。人件費や広告宣伝費等の販管費は増加したものの、売上総利益の増加が上回り、大幅増益となりました。

この結果、売上高は4,518百万円（前期比18.4%増）、営業利益は533百万円（前期比211.4%増）となりました。

これらの結果、各地域セグメントを合計したスポーツ用品事業の売上高は115,919百万円（前期比8.9%増）、営業利益は11,309百万円（前期比3.8%増）となりました。

## ②スポーツ施設事業

スポーツ施設事業の中核をなすヨネックスカントリークラブでは、各種コンペやPGAプロを迎えたプロアマ大会、新製品ゴルフクラブの試打会等を実施し集客を行いました。第4四半期は1月の能登半島地震による休業や3月の積雪の影響もあり、累計入場者数は前年を下回りました。

この結果、スポーツ施設事業の売上高は522百万円（前期比2.0%減）、営業利益は21百万円（前期比63.0%減）となりました。

(注) セグメント別の記載において、売上高については、「外部顧客への売上高」について記載し、営業損益については、「調整額」考慮前の金額によっております。

## (2) 資金調達についての状況

当連結会計年度における設備投資に充当するため、金融機関から資金調達しております。

## (3) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は7,475百万円であり、その主なものは新研究開発施設（Yonex Performance Innovation Center）及びテニスラケット新工場着工によるものです。

当事業年度において継続中の主要設備

新研究開発施設及びテニスラケット新工場

#### (4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

##### ①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 64 期	第 65 期	第 66 期	第67期 (当期)
決 算 年 月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売 上 高 (百万円)	51,554	74,485	107,019	116,442
経 常 利 益 (百万円)	1,823	7,246	9,961	12,195
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	1,102	5,780	7,331	8,859
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	12.59	66.11	84.05	102.45
純 資 産 額 (百万円)	39,651	45,729	53,099	60,901
総 資 産 額 (百万円)	55,071	66,299	79,421	91,226
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	452.82	522.72	607.28	701.59

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、それぞれ自己株式数を控除した株式数によって算出しております。
2. 1株当たり当期純利益の算定において、「株式給付信託 (J-ESOP) 」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均発行済株式総数から当該株式数を控除しております。
3. 1株当たり純資産額の算定において、「株式給付信託 (J-ESOP) 」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末発行済株式総数から当該株式数を控除しております。
4. 第65期の期首より、「収益認識に関する会計基準」 (企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を適用しており、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
- このため、第64期に係る企業集団の財産及び損益の状況については、基準の異なる算定方法に基づいた数値を用いております。

## ②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 64 期	第 65 期	第 66 期	第67期 (当期)
決 算 年 月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売 上 高 (百万円)	38,980	53,175	74,590	75,496
経 常 利 益 (百万円)	468	4,119	6,740	8,306
当 期 純 利 益 (百万円)	465	3,534	6,204	7,304
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	5.32	40.42	71.12	84.47
純 資 産 額 (百万円)	34,020	36,235	41,335	46,511
総 資 産 額 (百万円)	47,773	52,629	59,491	68,113
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	388.52	415.31	474.29	537.57

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、それぞれ自己株式数を控除した株式数によって算出しております。
2. 1株当たり当期純利益の算定において、「株式給付信託 (J-ESOP) 」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均発行済株式総数から当該株式数を控除しております。
3. 1株当たり純資産額の算定において、「株式給付信託 (J-ESOP) 」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末発行済株式総数から当該株式数を控除しております。
4. 第65期の期首より、「収益認識に関する会計基準」 (企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を適用しており、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。  
このため、第64期に係る当社の財産及び損益の状況については、基準の異なる算定方法に基づいた数値を用いております。

## (5) 対処すべき課題

### 【経営の基本方針】

当社は「独創の技術と最高の製品で世界に貢献する」という経営理念を掲げ、1946年の創業以来、世界中のお客様に最高の製品をお届けするとともに、スポーツを楽しむ人を一人でも増やすため、競技の普及発展に努めてきました。この創業の精神は、これから先も私たちが目指すべき姿として変わりません。一方で、人々の価値観やライフスタイルなどの大きな変化に対応し、よりグローバルに、より多くのお客様に製品やサービスを届けていくため、私たちのコアとして守るべきものを明確にすることが重要であるとの認識のもと、世界中のヨネックス社員が理解し同じ方向に進んでいくために、これまでの経営理念を「パーパス（存在意義）」と「ミッション（使命）」として改めて定義しました。

#### ●パーパス（存在意義） 独創の技術と最高の製品で世界に貢献する

私たちは、創業当時から受け継がれる「ものづくり」の精神と最新の技術を融合させながら、長年にわたりお客様の最高のプレーを支える製品を生み出してきました。この創業の精神は、これから先も私たちの存在意義として変わりません。イノベーションを追求し、お客様の想像を超える製品をお届けすることで、世界に貢献していきます。

#### ●ミッション（使命） スポーツと人、人と人をつなぎ、よりよい未来を創造する

私たちがより豊かな世界の実現に貢献していくための手段はスポーツです。そして、スポーツは平和に競い合える素晴らしいものです。世界中の人々にスポーツの楽しさをお届けし、より多くの人をスポーツでつないでいくこと。そして、スポーツと人、人と人とのつながりを深めていくことで、世界をつなぎ、よりよい未来を創っていきます。

私たちは、この「パーパス&ミッション」を実現するために、中長期ビジョン「グローバル成長戦略 Global Growth Strategy (GGG)」を推進し、スポーツを通じたよりよい未来の実現を目指してまいります。

### 【中長期ビジョン「グローバル成長戦略 Global Growth Strategy (GGG)」】

世界中の人々の価値観、ライフスタイルは大きな変化を続けています。人々の健康志向やスポーツの重要性はますます高まり、体を動かす喜び、スポーツを通して得られる人とのつながり等、その大きな力が再認識されている一方で、当社のお客様はさらにグローバルに広がり多様化しています。そうした外部環境とともに、当社の事業規模もこの数年で大きく変化し、2024年3月期の連結売上高116,442百万円は2020年3月期の61,967百万円と比べて87.9%増、海外売上高比率は52%から70%となり、会社の歴史を振り返っても例のない大きな変化を経験しています。

こうした環境において、今後中長期的に、より多くの中長期ビジョン「グローバル成長戦略 Global Growth Strategy (GGG)」を策定し、その戦略に沿った取り組みを推進しています。



### ① 地域構成

長く業績の大部分を担ってきた日本に加え、近年大きな成長を遂げた中国や台湾、韓国など東アジアの売上高比率が高まっている現状から、中長期的には東アジア地域を引き続き伸ばしながら、その他地域をさらに成長させることで地域別構成比をよりバランスの取れたものにしていきます。特に重点地域・分野としているのが北米のテニス事業とインドのバドミントン事業です。大きな潜在需要が見込まれる地域での取り組みを強化していきます。

### ② マーケティングの再構築

ますます多様化する世界各地のお客様の嗜好、行動、価値観等を理解し、その知見を起点に製品開発、ものづくり、プロモーション、販売、フィードバックというサイクルをスムーズにかつ効果的に回していくための体制づくりを行っていきます。主要地域での徹底したリサーチ活動やお客様のセグメンテーションに基づき、それぞれのお客様に合わせた高品質の製品を提案することでファンを増やしていく仕組みを強化していきます。

### ③ DTCとデジタル戦略

お客様を理解し双方向のつながりを持つ重要な手段の一つとしてDTCを位置づけています。当社の強みである選手のサポートや販促活動の現場でお客様の声を直接聞くこと、店舗でのサービス、それらリアルにつながりに加えて、SNSやデジタルツールを活用しながら様々な形のお客様やプレーヤーとつながる「ヨネックスのDTCエコシステム」を構築します。

### ④ IT変革

国内で導入したグローバル標準の新基幹システムを海外子会社へ順次導入し、効率的な生産販売体制の構築をグローバルで進めています。加えて、グローバル成長戦略（GGG）の推進に向けて事業に関わる様々な分野、そしてグループ全体のIT変革を目指して「GGG IT変革プログラム」をスタートし、ヨネックスグループ全体としてのIT戦略とロードマップを策定し進めていきます。外部環境、当社の事業規模の変化を乗り越えさらにお客様を増やしていくために不可欠な変革と位置づけ、グループ全体で推進に注力します。

### ⑤ ものづくりの進化

さまざまな層のプレーヤーのニーズに応えるものづくりの体制構築の一環として新潟県長岡市内に竣工を予定している新研究開発施設「Yonex Performance Innovation Center」を、同敷地内に建設中の新工場とともに、先進的な研究開発と製造を結び付けたより高度なものづくりの拠点とします。また、Made by Yonexの品質を備えた世界の製造拠点の強化に取り組み、台湾、タイ、インドの自社工場や様々な地域の協力工場における高品質なものづくりを行い、お客様のニーズによりタイムリーにお応えする体制としていきます。

### <コーポレートカルチャー（企業文化）の進化>

グローバル成長戦略（GGG）を成功させるための原動力である「人財」が力を発揮するために、「コーポレートカルチャーの進化」を最重要課題と位置づけています。目指すカルチャーを「世界のお客様のために楽しみながら競い合う会社」と表現し、それに沿った価値観と行動の浸透、制度、プログラム等の導入に取り組みながら様々な活動を行っています。

具体的には、経営理念を「パーパス&ミッション」として再定義するにあたり、国内拠点の社

員を中心に「パーパスとは何か、ミッションとは何か」から考えるための「パーパス&ミッションワークショップ」の実施や、オールハンズミーティング（全社集会）、日常的には社内ブログやビデオメッセージなどでの社長やその他の部門からの発信などを行っています。これからも継続的に、また新たな活動や仕組みの導入も行いながらカルチャーの進化に取り組んでいきます。

#### <サステナビリティの取り組み>

当社では、2019年11月に「ヨネックスのサステナビリティ」という方針・考え方を取締役会で決議し、パーパス&ミッションを基本に、考え方を4つの柱「いいものづくり」「グローバルな競技の普及・発展」「人権とダイバーシティ」「すべてのステークホルダーとの協働」に定めています。

代表取締役社長を委員長とする「サステナビリティ委員会」傘下の3つのワーキンググループ（環境、サプライチェーン、ダイバーシティ）を中心に、それぞれの分野で取り組みを行っています。

#### 【環境】

当社では、これまで環境目標として2030年に向けたCO2排出量削減目標を掲げておりましたが、新たに2050年に向けた環境ビジョンを設定しました。当社のコーポレートカラーにちなんで「ブルーの空とグリーンの大地、そしてスポーツの未来のために」を掲げ、「脱炭素」「廃棄物」「エコ設計」を三つの柱として2050年の目指す姿とそれに向けての2030年の目標とアクションプランを定めています。このビジョンに沿って取り組みを進めてまいります。

#### ヨネックス 環境ビジョン2050

「ブルーの空とグリーンの大地、そしてスポーツの未来のために」

##### ●脱炭素

2050年：サプライチェーン全体でのカーボンニュートラルを目指す

2030年：

- ・スコープ1・2のCO2排出量を2016年度比で50%削減
- ・自社拠点の再生可能エネルギー比率100%を目指す

##### ●廃棄物

2050年：自社製造拠点における埋立廃棄物排出実質ゼロ

2030年：自社製造拠点の埋立廃棄物を2016年度比で50%削減

##### ●エコ設計

2050年：

- ・ウェア・シューズ・バッグにおけるサステナブル素材使用モデル比率100%
- ・包装資材のプラスチック使用量ゼロ

2030年：

- ・ウェア・シューズ・バッグにおけるサステナブル素材使用モデル比率50%
- ・包装の簡素化、環境負荷低減素材への切り替え
- ・商品回収システム、3R（Reduce, Reuse, Recycle）の推進

### 【サプライチェーン】

持続可能なサプライチェーンの構築に向け、当社は法令遵守や人権の尊重、安全衛生の整備、環境への配慮などの取り組みの基準を「ヨネックス サプライヤー・サステナビリティ・ガイドライン」に定め、世界各国のサプライヤーへ配布しガイドラインの遵守と適切な取り組みを要請しています。なかでも化学物質については、安全な製品の提供と環境負荷軽減のため、サプライヤーとともに化学物質を適切に管理するための取り組みを進めております。

引き続きサプライヤーとのコミュニケーションに努め、持続可能なサプライチェーンの構築に取り組んでまいります。

### 【ダイバーシティ】

当社はグローバル成長戦略（GGS）を成功させる原動力である「人財」が力を発揮するために、「コーポレートカルチャーの進化」を最重要課題と位置づけています。

目指すカルチャーを「世界のお客様のために楽しみながら競い合う会社」と表現し、その目指すカルチャーに不可欠な要素のひとつをDE&I、ダイバーシティ（多様性）・エクイティ（公正性）・インクルージョン（受け入れること）と位置づけ、女性活躍はもちろん、様々な年齢、国籍、価値観を持つ人財が最大限の能力を発揮できる組織にするための取り組みを進めております。社員によるワーキンググループの活動を通して、社員一人ひとりが尊重され、自分らしく働ける環境を醸成し、魅力的な企業にすることをパーパスとして、DE&Iの啓発活動や取り組みを通して多様性を受容できる環境を作っていきます。

なお、単体の女性管理職比率は2030年度の目標30%に対し、2023年度で23.5%、国内における外国籍社員数も44名となり2019年度の28名と比べて57%増加するなど、実際の取り組みも進捗しています。

サステナビリティの分野を当社事業における新たなイノベーションのチャンスと捉えるとともに、さまざまな社会課題が顕在化するなか、当社はスポーツという事業を通じ世界中のお客様、将来世代を含むすべてのステークホルダーの方々豊かに暮らせる、平和で持続可能な社会の実現に貢献する取り組みを進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、当社の事業活動に引き続きご理解をいただき、なお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

当社のサステナビリティに関する情報は以下のサイトをご覧ください。

<https://www.yonex.co.jp/company/esg/>



(6) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループは、スポーツ用品事業としてバドミントン・テニス・ゴルフ・その他スポーツ用品の製造・販売を、スポーツ施設事業としてゴルフ場事業を主な事業としております。

事業	区分	売上構成比		
		第65期	第66期	第67期 (当期)
バドミントン用品	ラケット、シャトルコック、ストリング、シューズ	58.1%	61.0%	62.4%
テニス用品	ラケット、ストリング、シューズ、ボール	15.4%	16.3%	14.8%
ゴルフ用品	クラブ、キャディバッグ、シューズ、アクセサリ他	2.1%	1.9%	1.6%
ウェア・その他	ウェア、バッグ、アクセサリ、スノーボード、ウォーキングシューズ、ランニングシューズ、ゴルフ場他	24.4%	20.8%	21.2%

(注) スポーツ施設事業を含め表示しております。

(7) 主要な拠点等 (2024年3月31日現在)

当 社	本 社	東京都文京区湯島三丁目23番13号
	生 産 拠 点	新潟工場 (新潟県長岡市)、東京工場 (埼玉県草加市)
	営 業 拠 点	東京オフィス (東京都台東区)、大阪支店 (大阪府大阪市)、 名古屋支店 (愛知県名古屋市)、札幌営業所 (北海道札幌市)、 仙台営業所 (宮城県仙台市)、福岡営業所 (福岡県福岡市)
	物 流 拠 点	東日本物流センター (埼玉県草加市) 西日本物流センター (大阪府大阪市)
	ゴ ル フ 場	ヨネックスカントリークラブ (新潟県長岡市)
子 会 社	国 内	ヨネックス精機株式会社 (埼玉県新座市)
	海 外	YONEX CORPORATION (アメリカ カリフォルニア州 トーランス市) YONEX U.K. LIMITED (イギリス ロンドン市) YONEX GmbH (ドイツ ノルドライン ヴェストファーレン州 ヴィリッヒ市) YONEX TAIWAN CO.,LTD. (中華民国 台中市) YONEX SPORTS (CHINA) CO.,LTD. (中華人民共和国 上海市) YONEX INDIA PRIVATE LIMITED (インド カルナータカ州 ベンガルール) YONEX TECNIFIBRE CO.,LTD.(タイ チョンブリー県)

## (8) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

## ①企業集団の従業員の状況

部 門	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
スポーツ用品事業	2,606名	44名増
スポーツ施設事業	27名	1名減
合 計	2,633名	43名増

## ②当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,265名	24名増	39.7才	14.8年

(注) 上記の他に常勤嘱託100名がおります。

## (9) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
(株)三菱UFJ銀行	5,280百万円
三井住友信託銀行(株)	500百万円
(株)第四北越銀行	332百万円
(株)三井住友銀行	237百万円
(株)みずほ銀行	22百万円

## (10) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
YONEX CORPORATION	23,000千米ドル	100%	当社製品の販売
YONEX U.K. LIMITED	2,995千英ポンド	100%	当社製品の販売
YONEX GmbH	242千ユーロ	100%	当社製品の販売
YONEX TAIWAN CO.,LTD.	60,000千台湾元	100%	当社製品の製造販売
YONEX SPORTS (CHINA) CO.,LTD.	63,180千中国元	100%	当社製品の販売
YONEX INDIA PRIVATE LIMITED	540,000千印ルピー	100%	当社製品の製造
YONEX TECNIFIBRE CO.,LTD.	32,917千バーツ	86.8%	当社製品の製造及びOEM生産
ヨネックス精機株式会社	10,000千円	100%	当社製品の製造

(注) YONEX GmbH には、資本準備金が2,185千ユーロあります。

## 2. 株式に関する事項

### 株式の状況（2024年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 360,000,000株

(2) 発行済株式の総数 92,870,800株

(注) 2023年11月30日付の自己株式の消却に伴い、発行済株式の総数は750,000株減少しております。

(3) 株主数 12,955名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
公益財団法人ヨネックススポーツ振興財団	9,486千株	10.9%
NATIONAL FINANCIAL SERVICES LLC	5,803	6.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,634	5.3
米 山 修 一	4,261	4.9
公益財団法人新潟県スポーツ振興米山稔財団	4,000	4.6
ヨネックス取引先持株会	3,403	3.9
米 山 美 恵 子	3,065	3.5
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,689	3.1
米 山 勉	2,578	3.0
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) REFIDELITY FUNDS	1,768	2.0

(注) 1. 上位10名の株主を記載しております。

2. 持株比率は自己株式（5,956千株）を控除して計算しております。

なお、当該自己株式数には「株式給付信託（J-ESOP）」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式392千株は含まれておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として交付された株式

対象者	株式数	交付対象者
取締役（社外取締役を除く）	34,000株	5名

(注) 1. 当社の株式報酬制度につきましては、24頁「4. 会社役員に関する事項（4）取締役及び監査役の報酬等 ③株式報酬（譲渡制限付株式）の内容」に記載のとおりです。

2. 上記の株式数は、すべて譲渡制限付株式報酬として交付された株式数であります。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況（2024年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	米山 勉	YONEX CORPORATION 取締役会長、 YONEX U.K. LIMITED 取締役社長、YONEX GmbH 取締役会長
代表取締役社長	アリサ ヨネヤマ	
常務取締役	米山 修一	総務本部長、ヨネックスジャパン社長
常務取締役	廣川 亘	海外営業本部長
取締役	岩野 美之	生産・技術本部長
取締役	マイケル モリズミ	(株)パシフィックIR 代表取締役、八重洲無線(株)監査役
取締役	大坪 富貴子	smartData Japan(株)代表取締役、ミツフジ(株)社外取締役
取締役	ダンカン 隆賢 ウィリアムズ	南カリフォルニア大学教授
常勤監査役	高橋 良典	
監査役	丸山 晴彦	
監査役	太田 律子	(株)ヤマタネ社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役マイケルモリズミ氏、大坪富貴子氏及びダンカン隆賢ウィリアムズ氏は社外取締役であります。  
 2. 監査役丸山晴彦氏及び太田律子氏は社外監査役であります。  
 3. 監査役丸山晴彦氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 監査役太田律子氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 5. 当社は、取締役マイケルモリズミ氏、大坪富貴子氏、ダンカン隆賢ウィリアムズ氏、監査役丸山晴彦氏及び太田律子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 6. 当事業年度中の取締役担当職務の変更

異動日	氏名	異動後の担当	異動前の担当
2023年6月23日	アリサ ヨネヤマ	—	マーケティング本部長

### 7. 当事業年度中の就任

異動日	氏名	地位
2023年6月23日	ダンカン 隆賢 ウィリアムズ	取締役

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役の全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度といたします。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者がその職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害等を補填することとしており、保険料は全額当社が負担しております。

なお、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意又は重過失に起因する損害賠償請求の場合等には補填の対象としないこととしております。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

### ①当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 賞与	株式報酬	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	302 (24)	202 (24)	47 (-)	46 (-)	5 (-)	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	25 (13)	25 (13)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	327 (38)	227 (38)	47 (-)	46 (-)	5 (-)	11 (5)

(注) 1. 株式報酬の額は、譲渡制限付株式報酬に係る当事業年度における費用計上額を記載しております。

2. 取締役(社外取締役を除く)の退職慰労金制度は2023年6月23日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって廃止しており、退職慰労金の額は、制度廃止前の当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額を記載しております。

### ②業績連動報酬等(業績連動賞与)に関する事項

事業年度ごとの業績向上への意欲を高め、経営数値目標の達成を目指すべく、財務目標は、当社グループの「連結売上高」及び「連結営業利益」を指標とし、また、非財務目標は「女性管理職比率」を指標としております。これらの目標の達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年一定の時期に支給することとしております。当該指標を選択した理由は、当社は業績連動賞与を単年度の業績評価指標に連動するものとして位置づけており、「連結売上高」を本業の成長性を示す指標、「連結営業利益」を本業の収益性を示す指標、「女性管理職比率」をダイバーシティ推進の進捗を示す指標としていることによります。なお、当該業績指標に関する実績は、13頁「1.経営成績等の概況(4)直前3事業年度の財産及び損益の状況」及び18頁「1.経営成績等の概況(5)対処すべき課題」に記載のとおりです。



### ③株式報酬（譲渡制限付株式）の内容

株式報酬は、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。取締役（社外取締役を除く。）の業績達成意欲を高め、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との価値の共有を一層進めることを目的とした制度です。取締役（社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、当社第62回定時株主総会にて決議いただいた金銭報酬債権の総額（年額100百万円以内）及び発行又は処分される普通株式の総数（年100,000株以内）の範囲内で、取締役（社外取締役を除く。）に対し、毎年一定の時期に支給しております。各取締役に対する具体的な割当数については、報酬諮問委員会による審議・答申を踏まえ、取締役会において、各取締役の職責等に応じて決定することとしております。

### ④取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬限度額は、2023年6月23日開催の第66回定時株主総会において、基本報酬を年額250百万円以内（うち社外取締役分40百万円以内）、業績連動賞与を年額150百万円以内（当該株主総会終結時における取締役の員数は8名（うち社外取締役3名））と決議いただいております。また、2019年6月25日開催の第62回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬を年額100百万円以内（当該株主総会終結時における取締役の員数は8名（うち社外取締役2名））と決議いただいております。いずれの決議においても、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとされており、業績連動賞与及び譲渡制限付株式報酬については、社外取締役は支給対象外とされております。

当社監査役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第50回定時株主総会において、年額40百万円以内（当該株主総会終結時における監査役の員数は3名）と決議いただいております。

### ⑤役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法等が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

#### イ. 基本報酬に関する方針

固定かつ月例の金銭報酬とし、各取締役の役割と職責を考慮のうえ、同業他社の水準も参考に決定する。

取締役会が必要であると認めた場合には、かかる固定かつ月例の金銭報酬のほかに、FRINGE BENEFITとして、住宅、乗用車及び子女教育費用等の相当額並びにこれに対する税金相当額を基本報酬に含めて、各取締役の報酬を決定することができることとする。

#### ロ. 業績連動報酬等に関する方針

短期インセンティブ報酬として、単年度の業績に基づき変動する金銭報酬とし、取締役（社外取締役を除く。）に対し、毎年一定の時期に支給する。

財務目標として、年度ごとの「連結売上高」及び「連結営業利益」を指標とし、非財務目標として、「女性管理職比率」を指標とする。支給額は、基準額を100%として、その達成度に応じて0~150%の範囲で変動するものとする。

#### ハ. 株式報酬（譲渡制限付株式）に関する方針

中長期インセンティブ報酬として、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との価値の共有を一層進めることを目的とした株式報酬（譲渡制限付株式）とし、取締役（社外取締役を除く。）に対し、毎年一定の時期に支給する（取締役に對し金銭報酬債権を支給し、当該債権の現物出資を受けることにより、当該取締役に對し株式を発行する）。各取締役に對する具体的な割当数については、報酬諮問委員会による審議・答申を踏まえ、取締役会において、各取締役の職責等に応じて決定する。

#### 二. 報酬等の割合に関する方針

基本報酬、業績連動賞与及び株式報酬の比率は、それぞれ62%：19%：19%となることを目安とする（業績連動賞与を基準額支給する場合）。

#### ホ. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額のうち、基本報酬及び業績連動賞与の金額については、取締役会で決議された決定方針に基づき、取締役会から一任された代表取締役社長が、報酬諮問委員会による審議・答申を踏まえ決定する。

#### ⑥取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長アリサヨネヤマ氏に対し各取締役の基本報酬の金額及び社外取締役を除く各取締役の業績連動賞与の金額の決定を委任しております。委任している理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価等を行うには代表取締役が最も適しているからであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬諮問委員会がその妥当性等について確認しております。

### (5) 社外役員に関する事項

#### 1. 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役マイケルモリズミ氏は、(株)パシフィックIR代表取締役及び八重洲無線(株)監査役を兼任しております。

なお、当社と(株)パシフィックIR及び八重洲無線(株)の間には特別な利害関係はありません。

- ・社外取締役大坪富貴子氏は、smartData Japan(株)代表取締役及びミツフジ(株)社外取締役を兼任しております。

なお、当社とsmartData Japan(株)及びミツフジ(株)の間には特別な利害関係はありません。

- ・社外取締役ダンカン隆賢ウィリアムズ氏は、南カリフォルニア大学教授を兼任しております。

なお、当社と南カリフォルニア大学との間には特別な利害関係はありません。

- ・社外監査役太田律子氏は、(株)ヤマタネの社外取締役（監査等委員）を兼任しております。

なお、当社と(株)ヤマタネの間には特別な利害関係はありません。

## 2. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	マイケルモリズミ	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。 証券アナリストとして長年にわたり活躍し、経営分析に長けた幅広い識見と豊富な経験を有していることから、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べております。特に資本配分、IR、マーケティング等に関する事項や投資判断において中長期視点での監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会3回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
社外取締役	大坪 富貴子	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。 国内外の企業において要職を歴任し、豊富な経験と財務に係る高度な知識やヘルスサービス、食による健康長寿等の多分野における専門的識見を有していることから、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べております。特に資本効率や海外市場動向を踏まえたグローバル展開に関する監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
社外取締役	ダンカン 隆賢 ウィリアムズ	2023年6月23日就任以降に開催された取締役会10回のうち10回に出席いたしました。 米国の大学教授という立場から主に米国市場でのユーザーの動向、グローバル感覚に基づく提言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役	丸山 晴彦	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。税理士として会計・税務等の専門的知見及び長年の豊富な経験に基づき、公正な意見表明を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外監査役	太田 律子	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。税務行政を通じた豊富な経験と幅広い見識に基づき公正な意見表明を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ
- (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	53百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	53百万円

- (注) 1. 当社のすべての子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選任した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

# 連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>( 資 産 の 部 )</b>		<b>( 負 債 の 部 )</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>59,952</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>20,318</b>
現金 及 び 預 金	23,549	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	6,390
受 取 手 形	4,689	未 払 金	3,544
売 掛 金	12,446	短 期 借 入 金	2,283
商 品 及 び 製 品	12,290	1年内返済予定の長期借入金	972
仕 掛 品	2,157	リ ー ス 債 務	759
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	2,295	未 払 法 人 税 等	1,531
そ の 他	2,614	賞 与 引 当 金	1,470
貸 倒 引 当 金	△89	役 員 賞 与 引 当 金	47
<b>固 定 資 産</b>	<b>31,273</b>	ポ イ ン ト 引 当 金	7
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>26,109</b>	そ の 他	3,309
建 物 及 び 構 築 物	5,855	<b>固 定 負 債</b>	<b>10,007</b>
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	2,327	長 期 借 入 金	3,542
工 具 、 器 具 及 び 備 品	628	リ ー ス 債 務	1,240
コ ー ス 勘 定	189	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,750
立 木	7	株 式 給 付 引 当 金	145
土 地	11,942	資 産 除 去 債 務	59
リ ー ス 資 産	50	長 期 預 り 保 証 金	1,985
使 用 権 資 産	1,899	そ の 他	282
建 設 仮 勘 定	3,207	<b>負 債 合 計</b>	<b>30,325</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>2,333</b>	<b>( 純 資 産 の 部 )</b>	
ソ フ ト ウ エ ア	2,098	株 主 資 本	58,033
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	219	資 本 本 金	4,706
そ の 他	15	資 本 剰 余 金	7,945
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>2,830</b>	利 益 剰 余 金	48,218
投 資 有 価 証 券	219	自 己 株 式	△2,837
長 期 預 金	400	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	2,669
繰 延 税 金 資 産	1,550	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	29
そ の 他	661	為 替 換 算 調 整 勘 定	2,860
貸 倒 引 当 金	△0	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△219
<b>資 産 合 計</b>	<b>91,226</b>	非 支 配 株 主 持 分	197
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>60,901</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>91,226</b>

# 連結損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	116,442
売上原価	64,830
売上総利益	51,611
販売費及び一般管理費	40,000
営業利益	11,611
営業外収益	
受取利息	97
受取賃貸料	9
為替差益	438
固定資産売却益	32
その他	113
	691
営業外費用	
支払利息	92
支払手数料	8
その他	6
	107
経常利益	12,195
特別利益	
国庫補助金	515
	515
税金等調整前当期純利益	12,710
法人税、住民税及び事業税	3,285
過年度法人税等	296
法人税等調整額	238
	3,820
当期純利益	8,890
非支配株主に帰属する当期純利益	31
親会社株主に帰属する当期純利益	8,859

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>( 資 産 の 部 )</b>		<b>( 負 債 の 部 )</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>36,784</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>13,721</b>
現金及び預金	7,463	買掛金	5,670
受取手形	4,627	短期借入金	2,000
売掛金	14,280	1年内返済予定の長期借入金	830
商品及び製品	4,680	リース債	15
仕掛品	1,811	未払金	1,665
原材料及び貯蔵品	1,844	未払費用	593
前払費用	723	未払法人税等	508
関係会社短期貸付金	50	預り金	145
その他の貸倒引当金	1,313	賞与引当金	1,002
	△12	役員賞与引当金	47
<b>固 定 資 産</b>	<b>31,329</b>	ポインツ引当金	2
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>20,288</b>	その他の負債	1,238
建物	4,165	<b>固 定 負 債</b>	<b>7,879</b>
構築物	328	長期借入金	3,542
機械及び装置	1,758	リース債	38
車両運搬具	16	退職給付引当金	2,363
工具、器具及び備品	341	株式給付引当金	145
リース勘定	189	長期預り保証金	1,541
土地	7	その他の負債	248
リース資産	49	<b>負 債 合 計</b>	<b>21,601</b>
建設仮勘定	3,102	<b>( 純 資 産 の 部 )</b>	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>2,227</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>46,482</b>
ソフトウェア	2,017	資本金	4,706
ソフトウェア仮勘定	194	資本剰余金	7,945
その他の資産	15	資本準備金	7,483
<b>投資その他の資産</b>	<b>8,814</b>	その他資本剰余金	462
投資有価証券	219	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>36,667</b>
関係会社株式	2,931	利益準備金	281
関係会社出資金	1,376	その他利益剰余金	36,386
関係会社長期貸付金	1,784	別途積立金	19,010
長期預金	400	繰越利益剰余金	17,376
繰延税金資産	1,621	<b>自 己 株 式</b>	<b>△2,837</b>
その他の貸倒引当金	481	評価・換算差額等	29
	△0	その他有価証券評価差額金	29
<b>資 産 合 計</b>	<b>68,113</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>46,511</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>68,113</b>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	75,496
売上原価	48,562
売上総利益	26,933
販売費及び一般管理費	25,220
営業利益	1,712
営業外収益	
受取利息	42
受取配当金	5,855
為替差益	638
業務受託料	12
その他	78
営業外費用	
支払利息	20
支払手数料	8
その他	3
経常利益	8,306
税引前当期純利益	8,306
法人税、住民税及び事業税	669
過年度法人税等	296
法人税等調整額	35
当期純利益	7,304



# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

コネックス株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤井 淳一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 前川 邦夫

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、コネックス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コネックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

コネックス株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 藤井 淳一

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 前川 邦夫

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、コネックス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第67期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるとともに、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月16日

ヨネックス株式会社 監査役会

常勤監査役 高橋良典 ㊟

社外監査役 丸山晴彦 ㊟

社外監査役 太田律子 ㊟

以上

# 株主総会 会場ご案内図

会場

## 住友不動産神田ビル ベルサール神田 2階ホール

東京都千代田区神田美土代町7

電話 050 (3112) 0912



### 交通機関のご案内

- 地下鉄 小川町駅 B6出口より 徒歩約2分 (都営新宿線)  
新御茶ノ水駅 B6出口より 徒歩約2分 (千代田線)  
淡路町駅 A6出口より 徒歩約3分 (丸ノ内線)
- JR 神田駅 4出口より 徒歩約12分 (銀座線)  
神田駅 北口より 徒歩約12分

- ・会場には、本株主総会専用の駐車場のご用意はございませんので、ご了承ください。
- ・当日ご来場の際は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ・株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。

